

パブリックコメント手続実施要項

平成 19 年（2007 年）4 月 9 日作成

素案の名称	箕面駅周辺整備のあり方について〔箕面駅周辺整備計画〕
パブリックコメント手続を実施する目的	<p>箕面駅周辺地区は、年間約 250 万人の観光客が訪れ、商業機能や公共機能が集積した箕面の玄関口です。しかし、箕面駅周辺の主な施設（駅前広場、第一駐車場・自転車駐車場など）については、機能、設備、景観などの面でそれぞれに課題があります。そこで、面的な一体整備の視点で、中心市街地の核である活性化重点整備地区にふさわしい施設のあり方を、公募市民、地元商業者、行政職員等で構成するワークショップや懇話会で議論し、計画（素案）を作成しました。</p> <p>この計画（素案）について、さらに広く市民のみなさまにご意見を伺うため、パブリックコメントの募集を行います。</p>
実施部局名及び問い合わせ先電話番号	<p>地域振興部 既成市街地活性化担当 （電話 072-724-6905）</p>
公表内容	<p>1 箕面駅周辺整備のあり方について〔箕面駅周辺整備計画〕（素案） 2 箕面駅周辺整備のあり方について〔箕面駅周辺整備計画〕（素案・概要） 3 箕面駅周辺整備のあり方について〔箕面駅周辺整備計画〕策定の背景、目的、検討の進め方</p>
素案の閲覧方法と閲覧場所	<p>(1) 市ホームページ (2) 地域振興部既成市街地活性化担当（箕面市役所 別館 2 階 24 番窓口） (3) 行政資料コーナー（箕面市役所 別館 1 階 15 番窓口） (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館 (6) 中央図書館、東図書館、桜ヶ丘図書館、萱野南図書館、西南図書館 (7) 箕面文化・交流センター、みのお市民活動センター</p> <p>【閲覧できる時間】 (2) から (4) は、市役所開庁日の 8 時 45 分から 17 時 15 分まで、 (5) から (7) は、各施設の開館日、開館時間中に限ります。</p>
意見等の提出期間	平成 19 年(2007 年)4 月 12 日(木)～5 月 11 日(金)(必着)
意見等の提出方法	<p>次のうちのいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 【送付先住所】〒562-0003 箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号 箕面市役所 既成市街地活性化担当 (3) ファクシミリによる送付 【ファクシミリ番号】072-721-9907 (4) 電子メールによる送付 【メールアドレス】urban@maple.city.minoh.lg.jp 閲覧場所の窓口、市ホームページに意見書のひな形をご用意しますので、ご利用ください。</p>
意見を提出できる市民等の範囲	<p>(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所または事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所または事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p>

意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称</p> <p>(2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」の区分が(2)から(4)または(6)に該当するかたにあっては、名称と所在地)</p> <p>(3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいたうえで、そのご意見に対する市の考え方と対応も含め、「素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。また、個人情報については、他の目的で利用することはありません。</p> <p>公表期間：平成19年5月末から6月上旬を予定。</p> <p>意見提出者への個別回答はいたしませんので、ご了承ください。</p>
備考	<p>以下の資料につきましては、行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階 15番窓口)か市のホームページをご覧ください。</p> <p>(1) 来訪者アンケート結果報告</p> <p>(2) 地域住民アンケート結果報告</p> <p>(3) 地元商業者アンケート結果報告</p> <p>(4) 第一駐車場利用者アンケート結果報告</p> <p>(5) 自転車駐車場利用者アンケート結果報告</p> <p>(6) 箕面駅周辺整備方針検討ワークショップ結果報告(第1回~6回)</p> <p>(7) 箕面駅周辺整備方針検討懇話会結果報告(第1回~4回)</p>